

令和8年6月1日

診療連携に関する取り決めについて

立花病院に入院している患者のうち、口腔状態に係る課題のために医科における治療上の課題を生じており、医師等が入院中の歯科受診が必要と判断した際の新大阪デンタルクリニックに対する診療依頼方法について、下記のように行うこととします。

■この取り決めに定めた日

・令和8年5月13日

■上記に対する診療報酬

- ・口腔管理連携加算(医科診療報酬)
- ・医科連携訪問加算(歯科診療報酬)

■立花病院から新大阪デンタルクリニックへの診療依頼方法

- ・患者の同意に基づいた「訪問歯科診療申込書」及び「診療情報提供書」を新大阪デンタルクリニックへ送付します。
- ・送付方法は手渡し若しくはFAXにより行います。

■新大阪デンタルクリニックから立花病院への診療連絡方法

- ・「訪問歯科診療申込書」及び「診療情報提供書」を受領後、連携窓口担当者に対して訪問歯科診療対応日及び時間の調整を行います。

■立花病院における連携窓口

病院名:医療法人尼崎厚生会 立花病院
住所:兵庫県尼崎市立花4丁目3番18号
担当者氏名:総務課主任 竹村 幸子
電話番号:06-6438-3761
FAX 番号:06-6438-8121

■新大阪デンタルクリニックにおける連携窓口

病院名:新大阪デンタルクリニック
住所:大阪府大阪市淀川区東三国2-22-6 シャンティマサノA
担当者氏名:院長 川上 雅成
電話番号:06-6395-9295
FAX 番号:06-6395-9294

- ・上記内容について、変更が発生した場合には速やかに通知を行うこととします。
- ・連携を解消する場合には、解消したい日の1か月前までに通知を行うこととします。
- ・診療報酬改定及び疑義解釈等により上記内容に変更が生じる際には、再度協議を行うこととします。

以上